

請願・陳情參考資料

令和元年6月10日

地域振興部

陳情（新規）

地域振興課

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年ー 7 号 (元. 6.3)	地域振興	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会	【現 状】 1 核兵器禁止条約 核兵器禁止条約とは、軍事的な核兵器利用を世界的に禁止する条約であり、核兵器の廃棄期限や他国の領土への持込禁止等が盛り込まれている。 平成 29 年 3 月 27 日より米ニューヨークの国連本部で「核兵器禁止条約」の交渉会議が始まり、7 月 7 日には賛成 122 票、反対 1 票、棄権 1 票により採択された。 平成 31 年 4 月末日現在、23 か国が批准しているが、依然としてアメリカやロシアをはじめとする核保有国とその同盟国などは交渉に参加しておらず、日本も参加していない。(条約は 50 か国以上の批准がなされた 90 日後に発効される。) 2 日本の立場(平成 29 年 3 月 27 日の核兵器禁止条約交渉第 1 回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使による声明より。) (1) 基本的立場について 核兵器使用の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識という 2 つの認識をしっかりと踏まえた上で、核兵器国と非核兵器国双方を巻き込んだ現実的かつ実践的な措置を積み上げていくことが重要であり、最も効果的である。 (2) 核兵器禁止条約に対する考え方と今後の取組について ・核兵器国の理解や関与が得られないことが明らかとなっており、また、核兵器国の協力を通じ、核兵器の廃絶に結び付く措置を追及するという交渉のあり方が担保されていない現状の下では、日本が交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難である。 ・日本は、核兵器国と非核兵器国の双方を含む国際社会の対話と協力を促し、核軍縮に関する様々なアプローチを有する国々が意見を交わす場の設置等、核なき世界に向けイニシアティブを発揮していく考えである。 【県の取組状況】 「核兵器禁止条約」の締結を求めるヒバクシャ国際署名へ署名済みである。 (平成 29 年 5 月 31 日)

【陳情の要旨】

鳥取県議会から日本政府に対して、すみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出すること。